

利用者負担額一覧(長楽園短期)1割負担 令和8年8月

利用者負担段階		自己負担限度額(月額)		負担総額(月額) ※1			
区分	本人・世帯の収入・所得	食費	居住費		要介護区分	多床室	個室
			多床室	個室			
1	市町村民税非課税世帯 で生活保護と同等のもの	300	0	380	要支援1	852	1,232
					要支援2	981	1,361
					要介護1	1,062	1,442
					要介護2	1,143	1,523
					要介護3	1,229	1,609
					要介護4	1,311	1,691
					要介護5	1,393	1,773
2	市町村民税非課税世帯 で所得が80万円以下	600	430	480	要支援1	1,582	1,632
					要支援2	1,711	1,761
					要介護1	1,792	1,842
					要介護2	1,873	1,923
					要介護3	1,959	2,009
					要介護4	2,041	2,091
					要介護5	2,123	2,173
3 ①	市町村民税非課税世帯 で所得が80万円超120 万円以下	1,030	430	880	要支援1	2,012	2,462
					要支援2	2,141	2,591
					要介護1	2,222	2,672
					要介護2	2,303	2,753
					要介護3	2,389	2,839
					要介護4	2,471	2,921
					要介護5	2,553	3,003
3 ②	市町村民税非課税世帯 で所得が120万円超	1,360	530	980	要支援1	2,442	2,892
					要支援2	2,571	3,021
					要介護1	2,652	3,102
					要介護2	2,733	3,183
					要介護3	2,819	3,269
					要介護4	2,901	3,351
					要介護5	2,983	3,433
4	市町村民税課税世帯	1,545	915	1,231	要支援1	3,012	3,328
					要支援2	3,141	3,457
					要介護1	3,222	3,538
					要介護2	3,303	3,619
					要介護3	3,389	3,705
					要介護4	3,471	3,787
					要介護5	3,553	3,869

介護保険加算利用料1割負担額(1日)

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	15
看護体制加算(Ⅰ)	4
看護体制加算(Ⅱ)	8
短期生活処遇改善加算(Ⅰ口)	保険内17.6%
☆送迎加算(片道)	184
送迎実施区域(井原市及び小田郡矢掛町) (笠岡市甲弩、走出)外 実施地域を超えて1kmにつき20円	
☆生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10/月

※1 負担総額(月額)は、食費、居住費、介護保険利用料1割負担額、介護保険加算利用料1割額(☆は含まない)を足した合計と処遇改善加算を含んだ合計になります。※要支援は夜勤職員配置加算、看護体制加算は含まれません。また、生産性向上推進体制加算は月額のため含まれません。

※2 サービス提供体制強化加算、処遇改善加算は区分支給限度基準額には含まれません。

食費 朝食429円、昼食558円、夕食558円

介護保険利用料1割負担額(1日)

要介護区分	多床室	個室
要支援1	451	451
要支援2	561	561
要介護1	603	603
要介護2	672	672
要介護3	745	745
要介護4	815	815
要介護5	884	884

処遇改善加算(1日の目安)

要介護区分	多床室	個室
要支援1	83	83
要支援2	102	102
要介護1	114	114
要介護2	126	126
要介護3	139	139
要介護4	151	151
要介護5	164	164

※送迎・生産性加算は含まない